

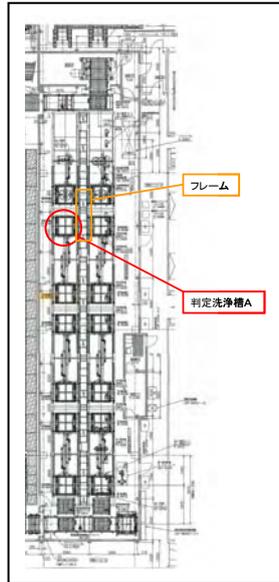
平成 22 年 7 月に発生したトラブル事象（1 / 1）

|                     |  | 区分Ⅳ |
|---------------------|--|-----|
| 件名                  | 真空超音波洗浄エリアにおける判定洗浄槽 A からの液だれ   |     |
| 発生日時                | 平成 22 年 7 月 7 日(水) 10 時 17 分頃  |     |
| 発生場所                | 処理棟 1 階 真空超音波洗浄エリア（管理区域レベル 3）  |     |
| 環境への影響              | なし   |     |
| PCB 汚染の可能性          | 人への影響なし  |     |
| 概要（時刻は頃）<br>（応急措置等） | <p>10:17 運転会社作業員の巡回点検において、真空超音波洗浄エリア内 A 系統の判定洗浄槽と減圧乾燥槽の間の床面に液だまりを発見。</p> <p>10:19 液処理班員から中央制御室液処理班長へ連絡</p> <p>10:20 真空超音波洗浄工程停止（A 系統、B 系統とも）。中央制御室から JESCO へ連絡。</p> <p>10:33 液処理班員 2 名が床面を確認したところ、判定洗浄槽と減圧乾燥槽の間の他、A 系統と B 系統の間の通路側のフレームにも液滴を確認。これらの液だれを吸着マット 6 枚で拭き取りを行った。吸着マットで回収した洗浄液は 608g であり、漏洩量は約 750cc であった。漏洩液を全量吸着マットが回収したため、液分析は不可。（参考：4 月 12 日の漏洩液の PCB 濃度は 1.59mg/kg）</p>  |     |
| 事象による影響             | 7/8 13:40～7/29 14:00 判定洗浄槽における洗浄を 1 カゴ 1 ロットで実施。（非含浸物の卒業判定分析の件数が、1 日あたり約 10 件増加）   |     |
| 発生原因                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漏れ範囲周りの配管及びオイルパンを確認したが、フランジやバルブ等の緩みはなく、オイルパン等への液だまりも無かった。判定洗浄槽 A のフレーム及びオイルパン下部ケーブルが液で濡れていた。この液は上から落ちてきたものと判断される。判定洗浄槽に液がある状態で洗浄カゴを引き上げる過程で、カゴ内の洗浄物中から洗浄槽外に液が流れ出たと推定される。</li> <li>・ 本年 4 月 13 日に発生した判定洗浄槽 B における液だれ事象は小型コンデンサ缶体を処理している時に発生したことが特定できた。今回の事象は直近の巡回点検（7 月 3 日 10 時 30 分）から発見まで判定洗浄槽内に液が入った状態で 35 回カゴを吊り上げており、発生時の処理物を特定することは困難である。</li> <li>・ 判定洗浄の 1 ロットを複数カゴで行っている処理物にはトランス缶体、コンデンサ蓋付き碍子等があり、これらの何れかを吊り上げる際に液だまりができたものと考えられる。</li> </ul> |     |
| 再発防止対策              | <p>① ハード対策ができるまでの間、判定洗浄槽から洗浄カゴを引き上げる前に全ての洗浄物に対して排液してから行うことで、1 カゴ/1 ロットのテスト運転を開始した。（A 系統、B 系統とも）また、作業スペースからでも洗浄液の漏洩を早期に発見するため、死角解消のミラーをエリア内に取り付けた。</p> <p>② ハード対策として、床面への飛散防止のための遮蔽（しゃへい）板（ステンレス製の板とゴム板を組合せたもの）を判定洗浄槽の両側に設置した。これにより、洗浄カゴから垂れた液が洗浄槽内に戻るようになった。なお、第 5 槽側と第 7 槽（減圧乾燥槽）側には当初からオイルパンが設置されており、床面に洗浄液が漏れることはない。</p>  |     |
| 水平展開                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真空超音波洗浄 B 系統でも、同様の対策を講じる。</li> </ul>  |     |
| 連絡・公表の状況            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事象区分の判断：区分Ⅳの 1 ①「（1 週間未満の）設備の停止を伴わずに修復できた PCB 等法令で定める有害な物質の施設内での漏洩」に該当。</li> <li>・ 対外連絡：10:47～室蘭市消防本部、11:30～北海道及び室蘭市に電話連絡。</li> <li>・ 立入検査：7/8、7/14 及び 7/29 に胆振総合振興局及び室蘭市による立入検査（7/29 の立入検査後に真空超音波洗浄設備の通常運転を再開）</li> <li>・ 報告・公表：「通報連絡・公表の取扱い」に基づく報告として、8/10 に報告書を北海道及び室蘭市に提出し、PCB 処理情報センターに配備した。</li> </ul>  |     |

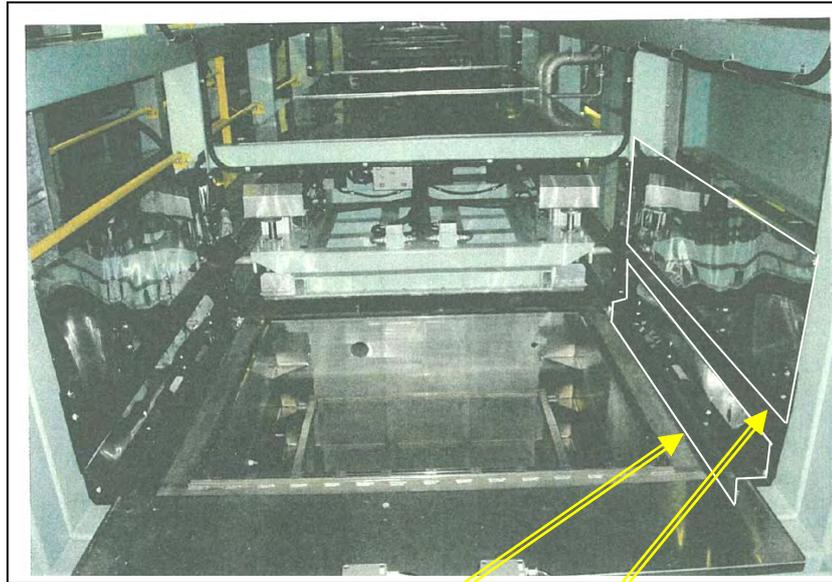
件名

真空超音波洗浄エリアにおける判定洗浄槽Aからの液だれ

図・写真



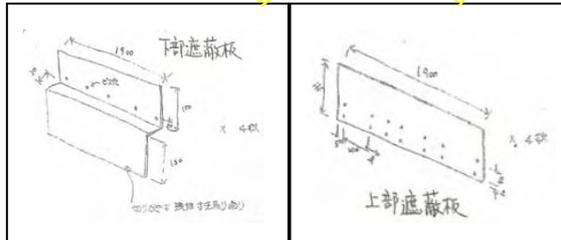
真空超音波洗浄エリア



飛散防止板設置状況

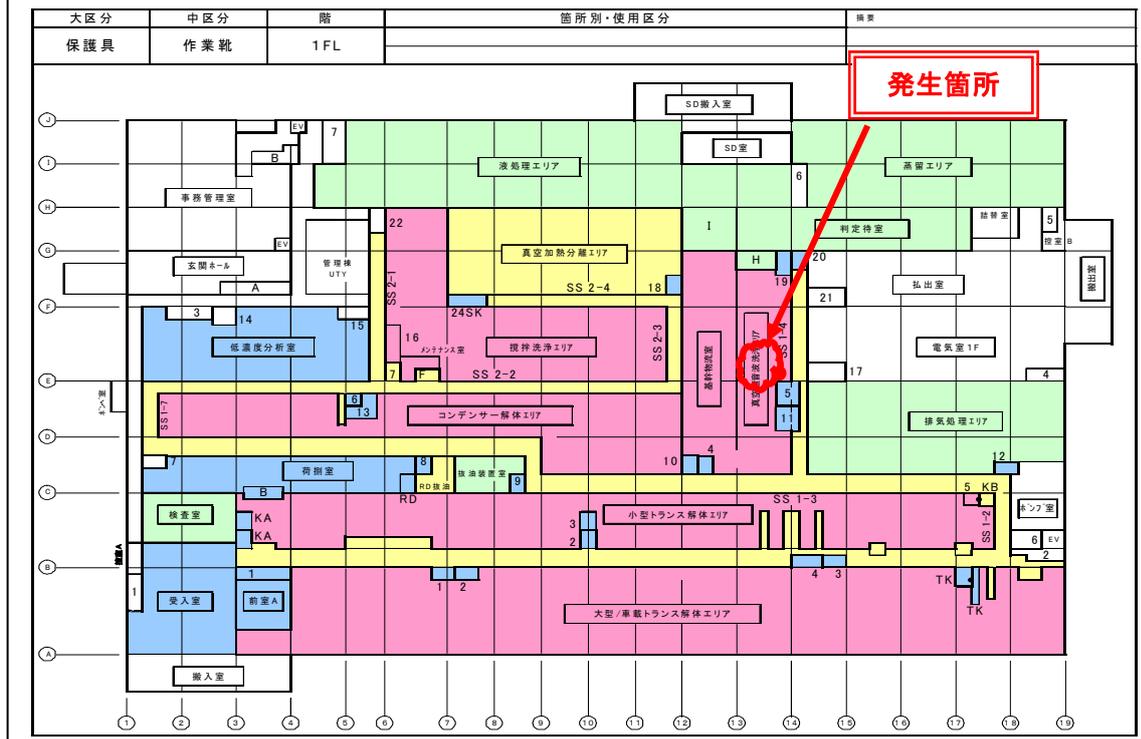
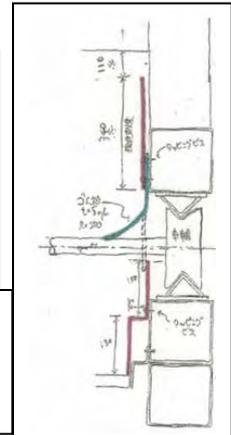


漏洩発見箇所の状況



飛散防止板（ポンチ絵）

上部遮蔽板と下部遮蔽板の間は車軸が通るため、ゴム板としている。（右図参照）



1階管理区域図